

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定

日本国及びウルグアイ東方共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域内における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、並びに繁栄及び双方にとって好ましいビジネス環境を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

双方の締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

## 第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家により直接又は間接に所有され、又は支配されている全ての種類の資産であつて、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）。ただし、公的企業の持分は含まない。

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券（その債務証券から派生する権利を含む。）。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証券は含まない。

注釈1 債券、社債、長期債等の形態の債務証券は、投資財産としての性質を有する可能性が高く、

その他の形態の債務証券、例えば、商業上の目的を持たない銀行口座であつて、その所在する領域内にある投資財産又はそのような投資財産を形成する試みと関連しないものは、投資財産

としての性質を有する可能性が低い。

注釈2 この協定の適用上、物品又はサービスの販売から生ずる金銭債権であつて、直ちに支払期限が到来するものは、投資財産ではない。

- (iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利
  - (v) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）
  - (vi) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査、採掘及び抽出のための権利を含む。）
  - (vii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権
- 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。この規定

は、当該資産がこの(a)に定める定義に引き続き該当する場合にのみ、適用する。

注釈 「投資財産」には、司法上又は行政上の措置として下される命令又は決定を含まない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域内において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

注釈 この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、当該自然人が投資を行つた時点以降において、当該投資を行つた締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

(ii) 締約国の企業

注釈 一方の締約国の投資家は、投資を行うために必要な具体的な手続をとつた場合に限り、他方の締約国の区域内において投資を行おうとしているものと了解される。

(c) (i) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

- (ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。
- (d) 「企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）をいう。
- (e) 「締約国の企業」とは、次の(i)及び(ii)の双方に該当する法人その他の事業体をいう。
  - (i) 営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されるもの（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織及び会社を含む。）
  - (ii) 当該締約国の区域内において実質的な事業活動を行っているもの
- (f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。
- (g) 「区域」とは、

- (i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (ii) ウルグアイ東方共和国については、ウルグアイ東方共和国の主権の下にあるその領域（領土、内水、領海（海底及びその下を含む。）及びこれらの上空をいう。）並びにウルグアイ東方共和国が国際法及び国内法令に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。
- (h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。
- (i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。
- (j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。
- (k) 「政府調達」とは、政府が、政府用の目的のために、物品若しくはサービス又はそれらを組み合わせたものを利用することができるようにする過程又は取得する過程（ただし、商業的販売若しくは商業的再販売又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは提供における利用を目的とするものを除く。）をいう。

(1) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に關する協定をいう。

## 第二条 適用範囲

1 この協定は、一方の締約国が採用し、又は維持する措置であつて、次のものに関するものについて適用する。

(a) 他方の締約国の投資家

(b) 当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の日に存在しているもの及びその後設立され、取得され、又は拡張されるもの

(c) 第八条及び第二十七条の規定については、当該一方の締約国の区域内にある全ての投資財産

2 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態若しくはこの協定の効力発生の前に消滅した状況に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

3 この協定のいかなる規定も、締約国が、法の実施及び執行、矯正、年金保険若しくは失業保険又は社会保障サービス、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、児童の保護及び保育等に係るサービス又

は任務を、この協定の規定に反しない態様で提供し、又は遂行することを妨げるものと解してはならない。

### 第三条 内国民待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

### 第四条 最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈 投資家及びその投資財産に関して与えられるこの条に規定する待遇には、第二十一条に規定する制度のような紛争解決のための制度であつて、一方の締約国と第三国との間の国際的な投資に関する条約又は貿易協定に規定するものを含まないことが了解される。

### 第五条 待遇に関する最低限度の基準

1 一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づ

く待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2 1の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、当該基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、かつ、追加の実質的な権利を創設するものではない。1の規定で定める義務は、次のとおりである。

(a) 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定は、この条の規定の違反があったことを証明するものではない。

#### 第六条 その他の義務

一方の締約国は、当該一方の締約国の国内当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一

方の締約国の区域内にある企業であるものとの間の特定の投資財産に関する書面による合意が尊重されることを確保するため、当該一方の締約国の法律に従い、当該一方の締約国の権限の範囲内で可能な全てのことを行う。ただし、当該書面による合意が次の(a)から(c)までの事項に関連するものである場合に限る。

- (a) 国内当局が管理する天然資源
- (b) 当該一方の締約国に代わって行う公衆に対するサービスの提供
- (c) 経済基盤の整備に係る事業（政府が排他的に又は主として使用し、及び利益を得るためのものを除く。）

注釈1 「国内当局」とは、中央政府の当局をいう。

注釈2 「書面による合意」とは、書面による合意であって、両当事者により作成され、第二十一条14(b)の規定に基づいて適用される法律により当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、当該両当事者を拘束するもの（単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。）をいう。この場合において、

- (a) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為（例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与

える許可、免許又は承認）のみをもって、又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面による合意であるとはされない。

(b) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面による合意であるとはされない。

#### 第七条 裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

#### 第八条 特定措置の履行要求

1 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

- (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。
- (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

- (c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。
  - (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
  - (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
  - (f) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。
  - (g) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。
- 2 いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。
- (a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

- (b) 自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。
- (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。
- (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。
- 3 (a) 2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に關し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域内において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。
- (b) 1 (f)の規定は、次の場合には、適用されない。
- (i) 競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、1 (f)に規定する移転

の要求を課し、又は当該移転を約束し、若しくは履行することを強制する場合

(ii) 貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転若しくは使用又は財産的価値を有する情報の開示に関する要求である場合

(c) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特惠的な関税又は特惠的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

(d) 1(a)から(c)まで並びに2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

#### 第九条 経営幹部及び取締役会

1 いずれの一方の締約国も、自国の企業であつて他方の締約国の投資家の投資財産であるものに対し、特定の国籍を有する自然人を経営幹部に任命することを要求することができない。

2 一方の締約国は、自国の企業であつて投資財産であるものに対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有すること又は一方の締約国の区域内の居住者であることを

要求することができる。ただし、その要求により、投資家が自己の投資財産を支配する能力が実質的に妨げられないことを条件とする。

#### 第十条 適合しない措置

1 第三条、第四条及び前二条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であつて、附属書 I の締約国の表に記載するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はウルグアイ東方共和国の県

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び県以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第三条、第四条及び前二条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に  
関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用  
する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存  
在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適合しない措  
置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関す  
る新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情  
報を他方の締約国に可能な限り通報する。

5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適合しない措置を削減し、又  
は撤廃するよう努める。

6 第三条、第四条及び前二条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の  
例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内に

あるいかなる措置についても、適用しない。

7 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

8 第三条、第四条及び前二条の規定は、締約国が交付する補助金又は行う贈与（政府により支援される借款、保証及び保険を含む。）については、適用しない。

#### 第十一条 透明性

1 各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2 各締約国は、1に規定する法令、行政上の手続及び行政上の決定について責任を有する権限のある当局の名称及び所在地を公に利用可能なものとする。

3 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

4 1及び3の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

#### 第十二条 特別な手続及び情報の要求

1 第三条のいかなる規定も、一方の締約国が自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

2 第三条及び第四条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。一方の締約国は、当該情報のうち秘密のものについては、当該他方の締約国の投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この2のいかなる規定も、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

### 第十三条 公衆による意見提出の手續

各締約国は、自国の関係法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

### 第十四条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

### 第十五条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

### 第十六条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。た

だし、次の全ての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 公共の目的のためのものであること。
  - (b) 差別的なものでないこと。
  - (c) 2から4までの規定に従い迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
  - (d) 正当な法の手続及び第五条の規定に従って実施するものであること。
- 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の際における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。
- 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な金利に基づく利子を含める。当該補償については、実際に換価すること及び収用の日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。
- 4 この条の規定は、知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、その付与、取消し、制限又は創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用

されない。

#### 第十七条 争乱からの保護

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

#### 第十八条 代位

1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当

該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

2 この条の規定は、締約国又はその指定する機関が、損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約であつて商業的な危険に関するものに基づいて支払を行ったという事実のみを根拠として、第二十一条の規定に基づく請求を行う権利を認めるものではない。

#### 第十九条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、次のものを含める。

(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

- (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益
  - (c) 融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの
  - (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入
  - (e) 当該一方の締約国の区域内にある投資財産に関連する活動に従事する当該他方の締約国から赴任した従業員が得た収入その他の報酬
  - (f) 第十六条及び第十七条の規定に従つて行われる支払
  - (g) 第二十一条の規定に基づく紛争の解決の結果として生ずる支払
- 2 各締約国は、1に規定する資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。
- (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護
  - (b) 証券の発行、交換又は取引

(c) 刑事犯罪

(d) 関係法令に従って要求される通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存

(e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第二十条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の解釈及び適用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、六箇月の期間内に外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に両締約国との協議の上合意する第三の仲裁委員の三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれか一方の締約国は、別段の合意がある場合を除くほか、国際司法裁判所長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4 国際司法裁判所長が3に規定する任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、国際司法裁判所次長に対し必要な任命を行うよう要請する。同次長がこの任務を遂行することができない場合又はいずれか一方の締約国の国民である場合には、当該任命は、国際司法裁判所のいずれの締約国の国民でもない最も上席の裁判官により行われる。

5 両締約国は、仲裁委員の任命に当たり、仲裁委員会の仲裁委員が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。

- (a) 投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。
- (b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。
- (c) いずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

6 仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

7 締約国は、6の規定の適用を妨げることなく、仲裁委員会に対し、その決定の通告の後十五日以内に当該決定の説明又は解釈を要請することができる。仲裁委員会は、要請がなされた後十五日以内に当該要請についての決定を行う。

8 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

#### 第二十一条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 この協定の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であつて、当該他方の締約国の投資家又は当該一方の締約国の区域内にある当該他方の締約国の投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一方の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているものをいう。

2 投資紛争は、可能な限り、投資紛争の当事者である投資家（以下「紛争投資家」という。）と当該投資紛争の当事者である締約国（以下「紛争締約国」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

3 紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の協議又は交渉により、当該紛争投資家が紛争締約国に対して書面による協議又は交渉の要請を行った日から六箇月以内に投資紛争が解決されない場合において、当該紛争投資家が解決のために紛争締約国の法律の下にある司法裁判所若しくは行政裁判所又は他の拘束力を有する紛争解決のための制度に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該紛争投資家は、7の規定に従い、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な仲裁に付託することができる。

- (a) 千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下この条において「ICSID条約」という。）による仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。
- (b) 投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。
- (c) 国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁
- (d) 紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

4 紛争投資家は、紛争締約国に対し、投資紛争をこの条の規定による仲裁に付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下この条において「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

- (a) 当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所
  - (b) 違反があつたとされるこの協定の条項
  - (c) 請求の根拠とされる法的根拠及び事実に係る根拠
  - (d) 当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算
- 5 各締約国は、紛争投資家が投資紛争を3に規定する仲裁であつて当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

6 5の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の規定の要件を満たさなければならない。

- (a) 紛争当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定又は投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(b) 書面による合意に関する千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

7 この条の規定による仲裁への投資紛争の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a) 紛争投資家が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b) 紛争投資家が紛争締約国に対し、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において当該投資紛争に関する手続を開始する権利を放棄する旨の書面を提出すること。

注釈 紛争投資家がこの(b)の規定に基づく書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合に  
は、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。

8 7の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

9 紛争投資家が投資紛争を紛争締約国の行政裁判所又は司法裁判所に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものとする。当該紛争投資家は、その後はこの条に規定する仲裁に同一の投資紛争を付託することができない。

10 5の規定にかかわらず、3に規定する仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

11 3の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12及び13の規定の要件に従い、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ICSID」という。）の事務局長に対し、ICSIDの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12 紛争当事者は、仲裁人の任命に当たり、仲裁裁判所の仲裁人が次の全ての要件を満たすべきであることを考慮する。

(a) 投資についての専門知識及び法律又は国際貿易についての経験を有すること。

(b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準として、厳格な審査の上選任されること。

(c) いずれの締約国政府の指示も受けていないこと。

13 第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であつてはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによつても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあつてはならない。

14 (a) 3の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従い、係争中の事案について決定する。

(b) 紛争投資家が第六条の規定に基づく請求を付託する場合には、当該仲裁裁判所は、当該請求につき、この条の規定及び次のものに従つて決定する。

(i) 関連する書面による合意に規定する法規その他両紛争当事者が合意する法規

- (ii) (i)に規定する法規がない場合には、次の(A)及び(B)に規定するもの
    - (A) 該当する国際法の規則
    - (B) 紛争締約国の法（法の抵触に関する規則を含む。）
- 15 紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。
- (a) 仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）
  - (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し
- 16 紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。
- 17 仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。
- (a) 紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断
  - (b) 違反があった場合には、次の(i)又は(ii)に規定する救済措置のいずれか一方又は双方
- (i) 損害賠償及び適当な利子

(ii) 原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、この協定及び適用される仲裁規則に従い、費用及び代理人の報酬についても裁定を下すことができる。

注釈 仲裁裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を命ずる裁定を下すことはできない。

18 紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、3の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにするることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報

(c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

19 仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。

20 仲裁裁判所の裁定は、特定の事件に関してのみ、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。

当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

注釈 この条の規定の適用上、いずれの締約国も、秘密の情報若しくは自国の関係法令により特に秘密とされ、若しくは他の方法により開示から保護される情報の開示又は開示することにより法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、若しくはプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなり得る情報の開示を義務付けられないことが了解される。

#### 第二十二條 一般的例外及び安全保障のための例外

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該一方の締約国が、これらの措置を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資財産に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

- (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
- (b) 公衆の道德の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外

は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができるとができる。

(c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii) 安全

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

(e) 有限天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の保存のために必要な措置

2 この協定のいかなる規定（第十七条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

(a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

- (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置
  - (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
  - (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置
- 第二十三条 一時的なセーフガード措置
- 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第三条の規定に基づく義務であつて国境を越える資本取引に係るもの及び第十九条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
    - (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
    - (b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合
  - 2 1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。
    - (a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
    - (b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
    - (c) 一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。

- (d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
- (e) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
- 3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

#### 第二十四条 知的財産権

- 1 両締約国は、投資活動の更なる促進のため、貿易関連知的所有権協定及び両締約国が締結している他の国際協定に従い、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。
- 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約

国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

## 第二十五条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、3及び4に規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置には適用しない。

2 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。

3 第十六条の規定は、全ての租税に係る課税措置について適用する。ただし、課税措置が収用を伴う主張する紛争投資家は、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合に限り、第二十一条の規定に基づき投資紛争を仲裁に付託することができる。

(a) 当該紛争投資家が、まず、両締約国の権限のある当局に対し、書面により、当該課税措置が収用を伴うか否かに係る事案を送付すること。

(b) 両締約国の権限のある当局が(a)の規定により事案を送付された日の後百八十日以内に当該課税措置が収用に当たらないことに合意しないこと。

注釈 この条の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。財務大臣又は権限を与えられたその代理者は、外務大臣又は権限を与えられたその代理者と協議の上、事案を検討する。

(ii) ウルグアイ東方共和国については、経済財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

4 第二十一条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。

#### 第二十六条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) 第十条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に係るものについて情報を交換

し、及び討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に係るものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、一方の締約国の要請により、会合する。

第二十七条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国又は第三国の投資家による投資を奨励することを差し控える。一方の締約国は、自国の区域

内における他方の締約国の投資家及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段としてそのような措置又は基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

## 第二十八条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、こ

の協定による利益を否認することができる。

#### 第二十九条 見出し

この協定中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

#### 第三十条 見直し

両締約国は、この協定の効力発生の日の後三年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い方の年において、投資環境の可能な改善のためこの協定の見直しを行うことができる。この見直しにおいては、特に、この協定の運用、追加的な特定措置の履行要求（ライセンス契約に関連するものを含む。）の禁止、企業の社会的責任及び投資の漸進的な自由化を考慮することができる。

#### 第三十一条 最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

- 2 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従つて取得されたものについても適用する。
- 3 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。
- 4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。
- 5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年一月二十六日にモンテビデオで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語の三の言語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

田中径子

ウルグアイ東方共和国のために

ルイス・ポルト